

宮津市公報

令和6年11月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

—— 条 例 ——

- 20 宮津市市税条例の一部を改正する条例…………… 1
21 宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例…………… 1
22 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
23 宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例…………… 2

—— 規 則 ——

- 15 宮津市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
16 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則…………… 3
17 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則…………… 3

—— 告 示 ——

- 117 道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務受託候補者選定委員会設置要綱…………… 4
118 宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金交付要綱…………… 5

—— 公 告 ——

- 72 公募型プロポーザルの実施…………… 7
73 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（インフルエンザ）…………… 11
74 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施（新型コロナウイルス感染症）…………… 12
75 宮津市営住宅の入居者の公募…………… 13
76 公示送達…………… 14
77 農用地利用集積計画の縦覧…………… 14

—— 水 道 企 業 ——

《上下水道告示》

- 9 宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止…………… 15
10 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の更新…………… 15
11 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の異動…………… 16

—— 教 育 委 員 会 ——

《告 示》

- 19 教育委員会定例会の招集…………… 16

—— 選 挙 管 理 委 員 会 ——

《告 示》

- 15 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 16
16 有権者総数の50分の1の数…………… 17
17 有権者総数の3分の1の数…………… 17
18 有権者総数の6分の1の数…………… 17
19 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所…………… 17
20 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所…………… 17

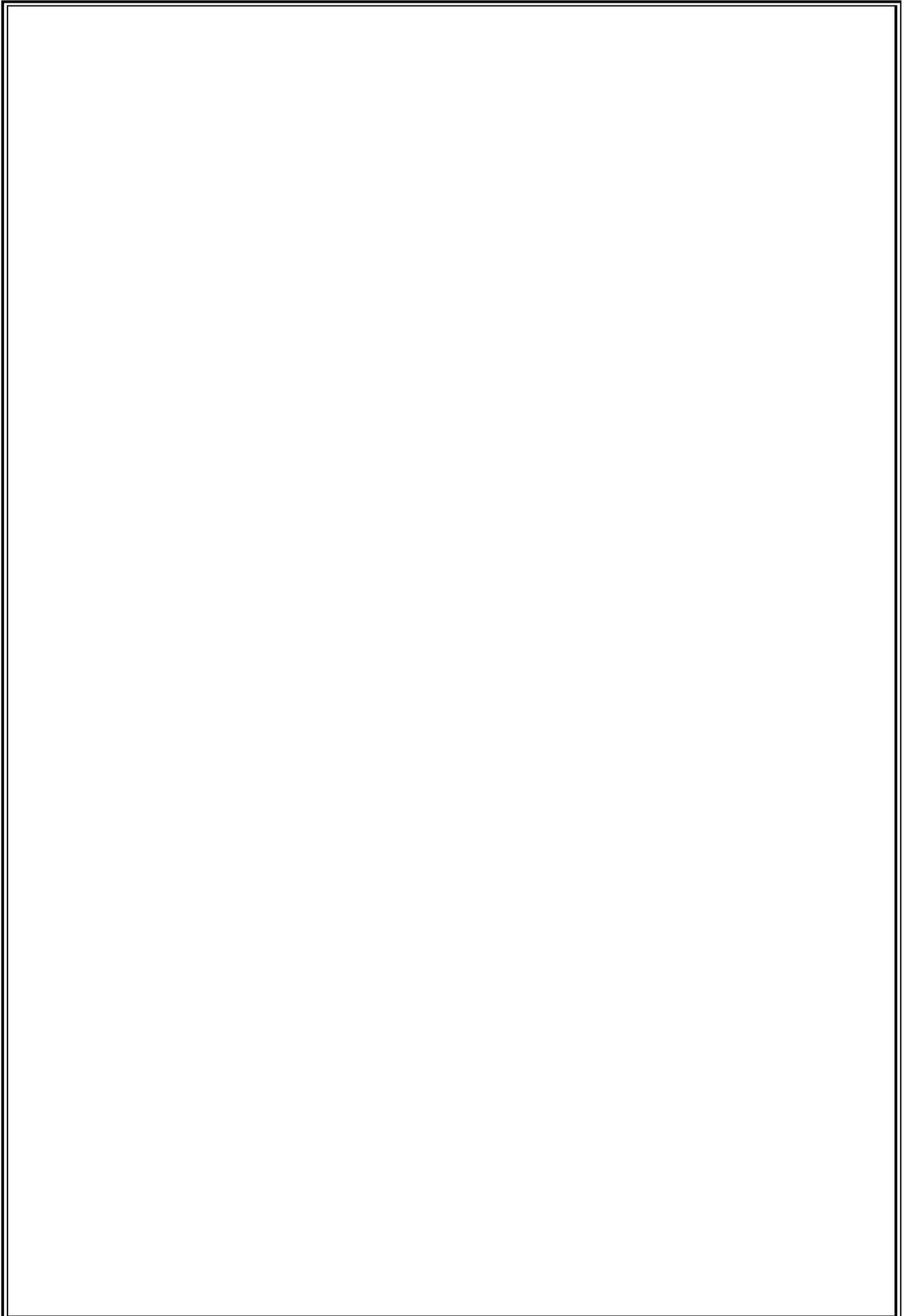
21 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻の繰上げ	18
22 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任	18
23 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時	19
24 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任	19
25 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所	20
26 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び当該期日前設置期間	20
27 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における在外選挙人名簿に登録されている選挙人の期日前投票所	20
28 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	20
29 衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者職務代理者の変更	21
30 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における第22投票区の投票管理者及び同職務代理者の変更	22

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

10 宮津市農業委員会定例総会の招集	23
--------------------	----





条 例

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第20号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第58条の2中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

————— * * * —————

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第21号

宮津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

————— * * * —————

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第22号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

8 市長	子育て支援医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
------	-------------------------------

別表第2に次のように加える。

14 市長	子育て支援医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、児童扶養手当関係情報又は母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------	-------------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年10月8日

宮津市長 城崎雅文

宮津市条例第23号

宮津市営駐車場条例の一部を改正する条例

宮津市営駐車場条例（平成9年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項中「特別の理由があると認めるときは、駐車料金」を「規則で定める基準により駐車料金」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第11条を第14条とし、第10条の次に次の3条を加える。

（指定管理者による管理）

第11条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、その管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第6条、第7条及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、前条の規定中「市長」とあるのは「市長及び指定管理者」とする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の供用に関する業務
- (2) 駐車場の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（利用料金）

第13条 市長は、指定管理者に駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減免することができる。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第13条関係）

区分	利用料金		
	単位	下限額	上限額
天橋立駐車場	1時間までごとに	350円	3,000円
	午前0時までごとの限度額	700円	3,000円
宮津駅前駐車場	30分以内	—	無料
	30分を超える1時間までごとに	—	3,000円
	午前0時までごとの限度額	—	3,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

宮津市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第15号

宮津市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市営駐車場条例施行規則（平成10年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「駐車料金」を「駐車料金等」に改め、同条第1項中「第5条第2項の規定により駐車料金を減免する場合及びその割合は、次の」を「第5条第3項及び条例第13条第4項に規定する規則で定める基準は、次に掲げる」に改め、同項第4号中「市長」の次に「（条例第11条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合（以下「指定管理者による管理の場合」という。）にあつては、指定管理者）」を加え、同条第2項中「宮津市営駐車場駐車料金減免申請書」を「宮津市営駐車場駐車料金等減免申請書」に改め、「市長」の次に「（指定管理者による管理の場合は、指定管理者）」を加える。

第3条中「宮津市営駐車場駐車料金減免申請書」を「宮津市営駐車場駐車料金等減免申請書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第16号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の1条を加える。

第8条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱（平成5年告示第75号）第4条に規定する助成する医療費の範囲の確認に関する事務
- (2) 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱第6条及び第7条に規定する子育て支援医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務
- (3) 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱第10条の子育て支援医療費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第17号

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事

務を定める規則の一部を改正する規則

宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

第14条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱（平成5年告示第75号）第4条に規定する助成する医療費の範囲の確認に関する事務 助成する医療費の範囲の確認に係る対象者の母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報
- (2) 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱第6条及び第7条に規定する子育て支援医療費受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請者に係る児童扶養手当関係情報
- (3) 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱第10条の子育て支援医療費支給資格者異動届に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 当該申請者に係る生活保護実施関係情報
 - イ 当該申請者に係る児童扶養手当関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第117号

道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務受託候補者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年10月11日

宮津市長 城 崎 雅 文

道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務受託候補者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、審査を厳正かつ公正に行うため、道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 受託候補者に係る企画提案書の審査及び受託候補者の選定に関する事
- (2) その他受託候補者の選定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 市の職員

(4) その他市長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、委嘱の日から、市長が道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務の受託者を決定した日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
3 委員長は、会務を総理する。
4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱された後最初に招集すべき会議は市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(秘密の保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、資産活用担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務の受託者を決定した日に、その効力を失う。

————— * * * —————

宮津市告示第118号

宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年10月15日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の発病や重症化の防止を図るため、新型コロナウイルス感染症の予防接種（以下「予防接種」という。）を受けようとする障害者又は障害児に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象となる予防接種)

第2条 補助金の交付の対象となる予防接種は、任意接種における新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種とする。ただし、体調不良等により予防接種を見合わせた場合の当該費用は対象としない。

- 2 補助金の交付の対象となる予防接種の接種期間は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき市長が実施する新型コロナウイルス感染症の定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）と同一の期間とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、予防接種を受ける日において本市に住所を有する生後6月

から満65歳未満の者（定期予防接種の対象者を除く。）で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる障害程度等級が1級又は2級のもの
- (2) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、障害の程度がA又はBのもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる障害等級が1級から3級までのもの（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、市長が予防接種を委託した医療機関（以下「取扱医療機関」という。）との当該委託契約に基づく予防接種費用の額から自己負担金3,000円を控除した額とする。

2 補助金の交付は、1年度当たり1人につき1回とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金交付申請書（以下「申請書」という。）をあらかじめ市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するとともに、補助金の交付が適当と認めた者に対し、予防接種に係る予診票（以下「予診票」という。）を交付する。

（変更手続）

第7条 予診票の交付を受けた者（以下「受診者」という。）が予防接種を中止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（予防接種受診及び交付の手続）

第8条 受診者は、予防接種の受診の際、予診票を取扱医療機関に提出し、第4条第1項に規定する予防接種費用のうち自己負担金3,000円を取扱医療機関に支払わなければならない。

2 市長は、受診者への補助金の交付に代えて、取扱医療機関からの予診票の提出及び請求に基づき、当該補助金相当額を取扱医療機関に支払うものとする。

（補助金の償還払申請等）

第9条 取扱医療機関以外の医療機関で予防接種を受ける者については、予防接種費用の全額を自己負担した上で、第5条から前条までの規定にかかわらず、償還払いにより補助金の交付を受けることができる。この場合における補助金の額は、当該予防接種費用の額（第4条第1項に規定する予防接種費用の額を限度とする。）から自己負担金3,000円を控除した額とする。

2 前項の償還払いによる補助金の交付を受けようとする者は、宮津市障害者新型コロナウイルス感染症予防接種補助金償還払申請書（以下「償還払申請書」という。）に、予防接種日、支払金額等の記載のある領収書その他接種ワクチン名等の記載のある書類を添付の上、速やかに市長に提出しなければならない。

3 市長は、償還払申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するとともに、当該申請者に通知するものとする。

（譲渡等の禁止）

第10条 この要綱による補助金の交付を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の全部を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により補助金を受けた者
- (2) この要綱の規定及び取扱医療機関の指示に違反した者
- (3) その他市長が返還させる理由があると認めた者
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

公 告

宮津市公告第72号

道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務の受注候補者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和6年10月4日

宮津市長 城崎雅文

1. 業務概要

- (1) 業務名 道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務
- (2) 業務内容 別に定める「道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 委託上限額 25,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 宮津市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに係る公告の日から候補者の選定の日までの期間に、宮津市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
宮津市企画財政部財政課資産活用係
電話 0772-45-1611 FAX 0772-25-1691
電子メールアドレス zaisei@city.miyazu.kyoto.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間：令和6年10月4日（金）から令和6年10月24日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

4の(1)の担当部署で配布するほか、宮津市ホームページからダウンロードできる。
(http://10.238.134.11/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=23755)

(3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間：令和6年10月18日（金）から令和6年10月24日（木）まで
※令和6年10月24日の午後5時以降に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：4の(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

4. 質疑・回答

(1) 受付期間：令和6年10月4日（金）から令和6年10月15日（火）まで
※令和6年10月15日（火）午後5時必着とする。

(2) 質疑方法：電子メール

※4の(1)に記載する電子メールアドレス宛に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は任意とするが、次の点に留意すること。

ア 件名は「道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：質問後すみやかに回答する。ただし、令和6年10月17日（木）午後5時を最終回答の日時とする。

(5) 回答方法：質問への回答は宮津市ホームページに掲示し、個別には回答しない。
(http://10.238.134.11/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=23755)

5. 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加申込書

イ 企画提案書 ※6の(2)に記載する作成方法によること。

ウ 価格提案書（見積書）（消費税及び地方消費税を含む）

※任意様式とする。宮津市長宛で作成し、代表者印を押印の上、封入封印すること。また、「道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務委託仕様書」の3.業務内容の項番（丸数字）順に見積内訳書を作成し同封すること。

エ 宮津市税の滞納がないことの証明

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可。

※エ及びオについて、共同提案を行う場合は全ての構成員について添付すること。

カ 共同企業者届出書兼委任状 ※共同提案する場合に限る。

キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は

構成員全ての法人について添付すること。

(7) 法人登記簿謄本 ※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

(イ) 法人定款

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

(7) 団体の規約

(イ) 役員一覧

(2) 企画提案書の作成方法

本業務において求める企画提案書は、「道の駅「海の京都宮津」拡張整備によるエリア活性化のための基盤整備検討調査業務委託仕様書」の目的及び業務内容等を十分理解した上で、以下の表の項番順に内容を記載して作成すること。

企画提案書は、任意様式で表紙を除いてA4サイズ片面20枚以内とし、プレゼンテーションで利用できるファイル形式で作成すること。

No.	項目	内容
1	業務実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の概要 ・業務体制 ・業務分担 ・業務工程
2	類似業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・需要予測等の実績 ・施設概略設計等の実績 ・PPP/PFI導入可能性調査の実績 ・PPP/PFIアドバイザー業務の実績
3	基盤整備を推進するために必要な検討調査 ①基礎データ収集 ②アンケート・ヒアリング調査 ③施設テーマ（主題）の設定、コンテンツ・導入機能の検討 ④需要予測及び施設規模の決定 ⑤施設概略設計 ⑥整備効果の検討 ⑦島崎・浜町ウォーターフロントエリア活性化検討委員会の開催支援	<ul style="list-style-type: none"> ・項目別の検討調査手法、おおよその業務日数、創意工夫等 ・独自提案の検討調査項目
4	施設の整備・維持管理・運営手法に関する検討調査（PPP/PFI導入可能性調査） ①基本事項・基本的な考え方の整理 ②法制度上の規制等の整理 ③事業手法の検討 ④事業スキームの検討 ⑤リスク分担の検討 ⑥サウンディング調査 ⑦VFMの算定 ⑧事業スケジュールの検討 ⑨今後の検討課題の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・項目別の検討調査手法、おおよその業務日数、創意工夫等 ・独自提案の検討調査項目
5	上記3、4の各項目以外の検討調査にかかる独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・「ウォーターフロントエリア」としてさらなる活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出へ波及させる観点での独自提案の検討調査項目

(3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

(4) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宮津市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は返却しない。
- エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6. 評価方法等

(1) 評価基準 別表「評価基準表」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 日時・場所：別途、宮津市ホームページに掲示する。

(http://10.238.134.11/control/preview/soshiki/detail.php?lif_id=23755)

※なお、提案事業者ごとのプレゼンテーション等の時間は、応募締切後に、参加申込書に記載の担当者へ電子メールにて通知する。

イ 参加人数：3名以内

ウ 方法：提案事業者ごとに対面方式

エ 所要時間：提案者からの説明20分、質疑20分

※プレゼンテーションは、企画提案書を使用して説明すること。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、7の(1)に記載する評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、7の(3)の評価の結果、各評価項目の評価点を合計した総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2の(4)の委託上限額を超える場合

エ 宮津市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

カ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7. 選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、選定結果に関する異議は認めない。

8. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された候補者と宮津市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第123条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

9. その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書について、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、宮津市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、宮津市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

* * *

宮津市公告第73号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年10月15日

宮津市長 城崎雅文

- 1 予防接種の種類 インフルエンザ
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
 - (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) インフルエンザの予防接種で、接種後2日以内に発熱を呈した者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 1,500円
ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院

曾根 淳史	宮津武田病院
中村 智樹	
石黒 稔	
中山 雅臣	
越野 勝博	
中川 長雄	中川医院
中川 嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江 和生	浪江医院
今井 敏雄	
西原 寛	西原医院
濱田 暁彦	はまだクリニック
上川 浩美	養老診療所
堀川 義治	宮津市由良診療所
榊原 毅彦	
宮地 高弘	宮地医院
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
西 憲義	にし消化器内視鏡クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	国保伊根診療所
	国保本庄診療所
矢野 裕太郎	与謝野町国保診療所

- 7 予防接種を行う期間 令和6年10月15日から令和7年1月31日まで
 ただし、体調不良等で期間内に接種できなかった場合は、令和7年2月28日まで期間を延長する。

* * *

宮津市公告第74号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和6年10月15日

宮津市長 城崎 雅文

- 1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 接種日において年齢が65歳以上の者
 - (2) 接種日において年齢が60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 新型コロナウイルス感染症の予防接種で、接種後2日以内に発熱を呈した者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 3,000円

ただし、生活保護世帯に属する者は免除することができる。

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見 真弓	味見診療所
石井 靖隆	府中診療所
今出 陽一朗	今出クリニック
岡所 明良	岡所・泌尿器科医院
曾根 淳史	宮津武田病院
中村 智樹	
石黒 稔	
中山 雅臣	
越野 勝博	
中川 長雄	中川医院
西原 寛	西原医院
濱田 暁彦	はまだクリニック
上川 浩美	養老診療所
堀川 義治	宮津市由良診療所
榎原 毅彦	
宮地 高弘	宮地医院
山根 行雄	山根医院
伊藤 剛	いとうクリニック
伊藤 邦彦	伊藤内科医院
岩破 淳郎	いわさく診療所
岩破 康二	岩破医院
藤本 美智子	
大森 斎	大森内科診療所
木村 進	木村内科クリニック
鳥居 剛	鳥居クリニック
西 憲義	にし消化器内視鏡クリニック
日置 潤也	日置医院
石野 秀岳	国保伊根診療所
矢野 裕太郎	与謝野町国保診療所

7 予防接種を行う期間 令和6年10月15日から令和7年1月31日まで

ただし、体調不良等で期間内に接種できなかった場合は、令和7年2月28日まで期間を延長する。

* * *

宮津市公告第75号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のと

おり市営住宅の入居者を公募します。

令和6年10月18日

宮津市長 城崎雅文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
タケ丘	宮津市字須津	27,200～53,400	1	3DK
東波路	宮津市字波路	21,900～43,000	1	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,400～32,300	2	3DK

2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和6年11月1日（金）から令和6年11月15日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居の申込みをした方の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、宮津市営住宅等設置及び管理条例第8条第1項各号のいずれかに該当する方のうちから行き、住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合の高い方から入居者を決定します。ただし、住宅困窮順位の定め難い方については、公開抽選により決定します。

6 入居時期 令和7年1月下旬

————— * * * —————

宮津市公告第76号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和6年10月18日

宮津市長 城崎雅文

(以下揭示済)

————— * * * —————

宮津市公告第77号

改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和6年度農用地利用集積計画（令和6年10月15日付け宮農委第31号通知分）を定めたので、改正前の同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和6年10月23日

宮津市長 城崎雅文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和6年10月23日
至 令和6年11月12日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

水道企業

《上下水道告示》

宮津市上下水道告示第9号

次の者について、宮津市指定給水装置工事事業者の事業廃止の届出を受理したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和6年10月2日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

指定番号 宮水道指定第S14125号

- (1) 名称 野口電気設備
 (2) 所在地 与謝郡与謝野町字算所386番地4
 (3) 代表者 野口広之
 (4) 廃止年月日 令和6年8月1日

* * *

宮津市上下水道告示第10号

宮津市指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条第2号の規定により告示する。

令和6年10月7日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎雅文

宮津市指定給水装置工事事業者

指定番号	名称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定第S13124号	株式会社山田電気商会	与謝郡与謝野町字三河内22番地の8	代表取締役 山田 孝生	令和11年9月29日
宮水道指定第S14127号	株式会社石川設備	舞鶴市清美が丘4番地の4	代表取締役 石川 武志	令和11年9月29日
宮水道指定第S15128号	矢野設備	宮津市字万年1122番地	矢野 信二	令和11年9月29日
宮水道指定第S16129号	三菱電機システムサービス株式会社(畿北サービスステーション)	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号(福知山市厚中町61)	代表取締役 鈴木 聡	令和11年9月29日
宮水道指定第S16130号	ムラカミサービス	綾部市栗町野佃10番地	村上 和久	令和11年9月29日
宮水道指定第S16131号	株式会社イースマイル	大阪府中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル	代表取締役 島村 禮孝	令和11年9月29日
宮水道指定第S16133号	三好設備	舞鶴市字行永2003番地の6	三好 潤	令和11年9月29日
宮水道指定第S18135号	浦川設備工業株式会社	舞鶴市字万願寺123番地	代表取締役 浦川 博司	令和11年9月29日

宮水道指定 第S18136号	株式会社北浦工業所	長岡京市勝竜寺巡り原13番地	代表取締役 久保 俊介	令和11年9月29日
宮水道指定 第S19137号	有限会社野口建設	与謝野町字明石2180番地の10	代表取締役 野口 修弘	令和11年9月29日
宮水道指定 第S19138号	株式会社 MIZU SAPO	広島県広島市中区鶴見町8番57号 4F	代表取締役 中村 信幸	令和11年9月29日
宮水道指定 第S19139号	株式会社室野商店	京丹後市網野町網野206番地の2	代表取締役 室野 敏範	令和11年9月29日

* * *

宮津市上下水道告示第11号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和6年10月7日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎 雅文

指定番号 宮下水道指定第68号

- (1) 名 称 源和住工株式会社
 (2) 所 在 地 綾部市里町鹿ノ子8番地の1
 (3) 代 表 者 (変更前) 代表取締役 山本 嘉和
 (変更後) 代表取締役 吉田 真人

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第19号

令和6年第12回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和6年10月21日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和6年10月29日（火）午前9時
 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第15号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和6年10月10日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣 成光

- 1 日時 令和6年10月15日 午後6時
 2 場所 宮津市役所 応接室

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第16号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

282人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第17号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

4,695人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第18号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年10月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

2,348人

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第19号

令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和6年10月14日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

(以下省略)

————— * * * —————

宮津市選挙管理委員会告示第20号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	桜山会館	〃 万町476番地

// 3 //	松ヶ岡会館	// 蛭子1070番地
// 4 //	漁師町会館	// 漁師1547・1548合番地
// 5 //	城南公民館	// 京口126番地
// 6 //	城東会館	// 吉原2573番地
// 7 //	たんぼぼ保育園	// 惣906番地
// 8 //	上宮津地区公民館	// 小田235番地
// 9 //	中村公民館	// 中村190番地の1
// 10 //	栗田地区公民館	// 上司1345番地
// 11 //	小田宿野公民館	// 小田宿野191番地の3
// 12 //	矢原公民館	// 矢原69番地
// 13 //	吉津地区公民館	// 須津1031番地
// 14 //	文珠公会堂	// 文珠497番地の1
// 15 //	江尻公会堂	// 江尻432番地の2
// 16 //	溝尻公民館	// 溝尻354番地の1
// 17 //	浜公民館	// 日置590番地
// 18 //	上公民館	// 日置2583番地の7
// 19 //	下世屋公民館	// 下世屋（山口神社前）
// 20 //	世屋高原休憩所	// 上世屋831番地
// 21 //	養老地区公民館	// 岩ヶ鼻38番地
// 22 //	田原公民館	// 田原76番地の1
// 23 //	里波見公民館	// 里波見623番地
// 24 //	日ヶ谷地区公民館	// 日ヶ谷5126番地
// 25 //	由良地区公民館（由良の里センター）	// 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

投票所	投票所を開いている時間
第19投票所	午前7時から午後6時まで
第20投票所	午前7時から午後7時まで
第22投票所	午前7時から午後7時まで
第24投票所	午前7時から午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第22号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
第1投票区	<省略>	宮崎茂樹	<省略>	中村真由子

〃 2 〃	<省略>	沼野由紀	<省略>	河合隆太
〃 3 〃	<省略>	田中修二	<省略>	小池康文
〃 4 〃	<省略>	廣瀬政夫	<省略>	森山英樹
〃 5 〃	<省略>	河原亜紀子	<省略>	松本隆幸
〃 6 〃	<省略>	河原哲也	<省略>	瀬野理砂
〃 7 〃	<省略>	小牧美忠	<省略>	大和陽三
〃 8 〃	<省略>	早川善朗	<省略>	上高ゆみ
〃 9 〃	<省略>	土井和久	<省略>	谷口博美
〃 10 〃	<省略>	矢野由美子	<省略>	公庄友理子
〃 11 〃	<省略>	田野博司	<省略>	長澤嘉之
〃 12 〃	<省略>	橋本一郎	<省略>	橋本和実
〃 13 〃	<省略>	中村理恵子	<省略>	小谷陽介
〃 14 〃	<省略>	藤原健二	<省略>	田中明夫
〃 15 〃	<省略>	横谷宏明	<省略>	石川由美
〃 16 〃	<省略>	安達仁和	<省略>	内藤進介
〃 17 〃	<省略>	永濱智恵美	<省略>	石塚純
〃 18 〃	<省略>	吉田典彦	<省略>	中川拓哉
〃 19 〃	<省略>	井上晴登	<省略>	大銅浩助
〃 20 〃	<省略>	居村真	<省略>	藤原慎一
〃 21 〃	<省略>	前田繁	<省略>	岩佐信子
〃 22 〃	<省略>	中村善之	<省略>	松崎正樹
〃 23 〃	<省略>	松島義孝	<省略>	谷口宏幸
〃 24 〃	<省略>	辻村範一	<省略>	黄前佳之
〃 25 〃	<省略>	小西正樹	<省略>	山本隆教

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第23号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

1 開票場所

開票所名 宮津市立宮津小学校 体育館
宮津市字外側2508番地

2 開票日時

令和6年10月27日 午後9時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第24号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

開票管理者

住所 <省 略>

氏名 稲垣成光

開票管理者職務代理者

住所 <省 略>

氏名 柳川 聡

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第25号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

1 日時 令和6年10月24日 午後6時

2 場所 宮津市役所 応接室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第26号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおり定める。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地	10月16日から 10月26日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野678番地	10月20日	午前9時30分から 午後7時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第27号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

施設名	所在地
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第28号

令和6年10月27日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和6年10月15日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
10月16日	<省略>	稲垣 成光	<省略>	升間 喜美子
10月17日	<省略>	毛呂井 依子	<省略>	〃
10月18日	<省略>	稲垣 成光	<省略>	〃
10月19日	<省略>	毛呂井 依子	<省略>	〃
10月20日	<省略>	稲垣 成光	<省略>	〃
10月21日	<省略>	橋本 輝美	<省略>	〃
10月22日	<省略>	柳川 聡	<省略>	〃
10月23日	<省略>	柳川 聡	<省略>	〃
10月24日	<省略>	橋本 輝美	<省略>	〃
10月25日	<省略>	柳川 聡	<省略>	〃
10月26日	<省略>	橋本 輝美	<省略>	〃

(府中地区公民館)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
10月20日	<省略>	毛呂井 依子	<省略>	石倉 ひとみ

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第29号

令和6年10月15日付け宮津市選挙管理委員会告示第28号により選任した衆議院議員総選挙における期日前投票所（宮津市福祉・教育総合プラザ）の投票管理者職務代理者を下記のとおり変更する。

令和6年10月16日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣 成光

記

変更する投票管理者職務代理者

10月17日 17時15分から20時
変更前 住所 <省略>
氏名 升間 喜美子
変更後 住所 <省略>
氏名 大和 陽三

10月18日 17時15分から20時
変更前 住所 <省略>
氏名 升間 喜美子
変更後 住所 <省略>
氏名 田野 博司

10月19日
変更前 住所 <省略>
氏名 升間 喜美子
変更後 住所 <省略>
氏名 岡本 香代

10月20日 17時15分から20時
変更前 住所 <省略>

	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 宮 崎 茂 樹
10月21日	17時15分から20時
変更前	住所 <省 略>
	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 山 本 隆 教
10月22日	8時30分から17時30分
変更前	住所 <省 略>
	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 岡 本 香 代
10月22日	17時30分から20時
変更前	住所 <省 略>
	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 早 川 善 朗
10月23日	17時15分から20時
変更前	住所 <省 略>
	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 辻 村 範 一
10月24日	17時15分から20時
変更前	住所 <省 略>
	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 藤 村 光 代
10月25日	8時30分から17時30分
変更前	住所 <省 略>
	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 岡 本 香 代
10月25日	17時30分から20時
変更前	住所 <省 略>
	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 藤 村 光 代
10月26日	17時15分から20時
変更前	住所 <省 略>
	氏名 升 間 喜美子
変更後	住所 <省 略>
	氏名 藤 村 光 代

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第30号

令和6年10月15日付け宮津市選挙管理委員会告示第22号により選任した衆議院議員総選挙及び最

高裁判所裁判官国民審査における第22投票区の投票管理者及び同職務代理者を下記のとおり変更する。

令和6年10月22日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣成光

記

変更する投票管理者

変更前 住所 <省略>
氏名 中村善之

変更後 住所 <省略>
氏名 松崎正樹

変更する投票管理者職務代理者

変更前 住所 <省略>
氏名 松崎正樹

変更後 住所 <省略>
氏名 中嶋俊介

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第10号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和6年10月3日

宮津市農業委員会
会長 関野掲司

1 日時 令和6年10月11日（金）午前9時30分

2 場所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議題

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第43号 非農地証明交付申請の承認について

議案第44号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定等について